

感染症・食中毒・異物混入等の報告要領

体育健康課

【学校の対応】

分類	要領	方法	報告先
(1) 感染症	①感染症による出席停止	①「学校等欠席者感染症情報収集システム」に入力 ②電話連絡	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
	上記以外で命に関わる重篤な症状を呈する場合や感染拡大が疑われる場合	①「学校等欠席者感染症情報収集システム」に入力 ②電話連絡	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
	※教育委員会の要請に応じて、別紙様式4、別紙様式6にその時点で判明している状況を記入し、報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で連絡	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
	②感染症による臨時休業	①学校等において予防すべき感染症により、臨時に学校の全部または一部の休業を行う場合、学校は学校医と相談した上で、休業期間と有症者の状況等を所管の教育委員会及び所管の保健所へ電話にて報告をする。 ②「学校等欠席者感染症情報収集システム」に入力する。	①電話連絡 ②「学校等欠席者感染症情報収集システム」に入力
	※教育委員会の要請に応じて、別紙様式4、別紙様式6にその時点で判明している状況を記入し、報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で確認	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
(2) 食中毒	○食中毒が発生した場合は、学校は速やかに学校医及び所管の教育委員会へ連絡するとともに、別紙様式4にその時点で判明している状況を記入し、教育委員会へ報告する。教育委員会は連絡受領後速やかに所管の保健所に連絡する。	○電子メールにて送信するとともに電話で確認	○市町村教育委員会
	※教育委員会の要請に応じて、別紙様式6に状況を記入し、報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で確認	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
(3) 異物混入	○原材料や調理過程における異物混入が疑われる場合には、学校及び給食センターは速やかに、所管の教育委員会へ連絡するとともに、別紙様式5にその時点で判明している状況を記入し、教育委員会へ報告する。教育委員会は連絡受領後速やかに所管の保健所に連絡する。	○電子メールにて送信するとともに電話で確認	○市町村教育委員会
<p>■「学校等欠席者感染症情報システム」への入力は、原則として午前11時30分までに行う。</p> <p>■教育委員会の要請に応じて、状況が落ち着くまでは、新しい情報を別紙様式4に書き加えたり、必要に応じて別紙様式6を活用したりするなどして、市町村教育委員会へ電子メールにて報告する。</p>			

【市町村教育委員会及び教育事務所の対応】

- 市町村教育委員会は、学校から感染症・食中毒・異物混入等の報告を受けた場合、第一報を教育事務所に電話をする。特に命に関わる重篤な症状を呈する場合や感染拡大が疑われる場合は、学校等に対して別紙様式4、別紙様式6により報告するよう要請する。
※インフルエンザ様症状による臨時休業については、教育事務所への報告を必要としない。ただし、命に関わる重篤な症状を呈する場合や、学校の全部を臨時休業する場合は、把握している状況を速やかに電話にて報告する。
- 市町村教育委員会は、状況が落ち着くまでは随時状況把握に努め、教育事務所を通じて、体育健康課へ報告する。
- 教育事務所は、市町村教育委員会からの報告を受け、体育健康課に電話にて報告する。また、保健所に対しても、内容の確認をする。特に、命に関わる重篤な症状を呈する場合や感染拡大が疑われる場合は、現在把握している状況を速やかに電話にて報告をする。